

## 令和5・6年度 国土交通省に係る定期競争参加資格審査について (建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務)

令和5・6年度を有効とする国土交通省大臣官房会計課、各地方運輸局、航空局、各地方航空局、気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会、海難審判所及び国土技術政策総合研究所(横須賀庁舎)(以下「官房会計課所掌機関」といいます。)、国土交通省地方整備局(「道路・河川・官庁営繕・公園関係」及び「港湾空港関係」、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び国土技術政策総合研究所(横須賀庁舎を除く。)(以下「国土交通省地方整備局等」といいます。)、国土交通省北海道開発局並びに国土交通省国土地理院の定期の競争参加資格審査(建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務)については、次のとおり実施します。

### 1. 受付方法及び受付期間

#### (1) インターネット方式

①パスワード発行申請受付期間 令和4年11月1日(火)～令和4年12月28日(水)

②申請書データ受付期間 令和4年12月1日(木)～令和5年1月13日(金)

③ヘルプデスク開設期間 令和4年11月1日(火)～令和5年1月13日(金)

※上記インターネット方式の受付期間のうち、土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日(木)～1月3日(火))の終日及び平日の17:00～9:00の間は、システムを運休します。また、インターネット方式を利用する際のURLについては、詳細な機器仕様と併せて令和4年10月初旬に別途記者発表します。

※前回までのヘルプデスクは既に閉鎖しており、電話番号・FAX番号も変わります。前回までのヘルプデスクの電話番号・FAX番号は第三者が使用している可能性がありますので、電話(FAX)をかけないでください。なお、ヘルプデスクの問い合わせ先は令和4年10月初旬に別途記者発表します。

※①パスワード発行申請を行わなければ、インターネット方式による申請を行うことができません。必ず①パスワード発行申請を受付期間内(令和4年11月1日(火)～令和4年12月28日(水))に行ってください。

#### (2) 文書持参方式

定期の競争資格審査については、受け付けることはできません。

#### (3) 文書郵送方式及び電子メール方式

定期の競争資格審査については、原則として受け付けることはできません。

ただし、インターネット方式では対応していない申請(共同企業体(経常JV)に関する申請等)については、下記のとおり受け付けします。

- ①申請受付期間 令和4年12月1日(木)～令和5年1月13日(金)  
※文書郵送方式の場合、当日消印有効  
電子メール方式の場合、最終日の16時受信分まで有効

②申請書の提出先について

- (i) 官房会計課所掌機関へ申請する場合  
一つの部局にのみ申請する場合は当該部局。複数の部局に申請する場合はそのうちのいずれかの部局。
- (ii) 国土交通省地方整備局等へ申請する場合  
申請者の本店所在地を受付担当部局とする地方整備局。  
国土交通省大臣官房官庁営繕部及び国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）のみを希望する場合であっても、申請者の本店所在地を受付担当部局とする地方整備局。
- (iii) 国土交通省北海道開発局へ申請する場合  
国土交通省北海道開発局。
- (iv) 国土交通省国土地理院へ申請する場合  
国土交通省国土地理院。

## 2. 申請書等様式

申請書及び申請書作成の手引きの入手方法等につきましては、令和4年10月初旬に別途記者発表します。

## 3. 建設工事の競争参加資格に必要な経営事項審査

### 資格審査の対象となる経営事項審査

経営事項審査は通常、申請書類提出期間の終了日から1年7月前より後の決算日を審査基準日とするものであって、かつ、申請をする日の直前に受けたものでなければなりません。

具体的には、令和5・6年度資格審査の申請の場合には令和3年6月16日以降を審査基準日とするもの（令和3年6月16日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知書（総合評定値通知書）が複数ある場合は、そのうち最新のもの）でなければなりません。

また、経営事項審査の総合評定値（P）の通知を受けていることが要件となります。

さらに、総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていることが条件となります。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類（保険料の領収書等）の提出が必要となります。

※インターネット方式による申請の場合は、総合評定値通知書の写しの提出は不要となります。（ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類（保険料の領収書等）の提出が必要となります。）

※文書郵送及び電子メール方式による申請の場合は、総合評定値通知書の写しの提出が必要に

なります。

(なお、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類（保険料の領収書等）の提出が必要となります。)

#### **4. 行政書士による代理申請**

行政書士の代理申請による場合は、申請者からの委任状が必要となります。